

●香川県告示第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 施行者の名称

丸亀市

2 都市計画事業の種類及び名称

中讃広域都市計画下水道事業 丸亀市公共下水道

3 事業施行期間

昭和30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成24年香川県告示第185号の事業地に、丸亀市昭和町の一部の区域を加える。

(2) 使用の部分

平成24年香川県告示第185号の事業地に、丸亀市昭和町、港町、富士見町1丁目、富士見町2丁目、北平山町2丁目及び御供所町2丁目の各一部の区域を加える。